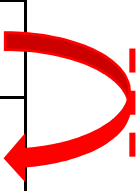


ぎょうしゅいれかえ 「業種入替」の実施について

埼玉県は、平成31・32年度名簿から建設工事の入札参加資格について、新たに「業種入替」の受付を実施します。

「業種入替」とはどのようなものですか？

☞ 「業種入替」とは、例えば、埼玉県の建設工事の名簿にA・B・C・D・Eの5業種を登録している事業者が、業種Eを抹消し、新たに業種Fを登録することです。

業種入替申請前	A・B・C・D・E		業種Eを抹消して業種Fを登録する
業種入替申請後	A・B・C・D・F		


業種入替は、何回申請できますか？

☞ 申請回数の上限はありません。

一度抹消した業種を改めて申請することはできますか？

☞ 名簿が有効な2年間において、同じ業種の再審査はできません。

業種入替申請前	業種入替1回目	業種入替2回目
土木工事業		
解体工事業		
電気工事業	左官工事業	管工事業
造園工事業		
建築工事業	大工工事業	建築工事業



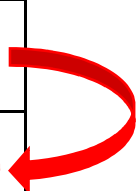
登録業種の入替をすると、6業種以上登録できますか？

☞ できません。

登録業種の入替によって資格審査を受けることができる業種数は増加しますが、名簿に登録できる業種数は5業種までです。

登録業種の入替を申請する際、他に何か注意することはありますか？

☞ 登録業種を入れ替える際、入替対象業種を「抹消」します。
その後、新しい業種が登録されるまで、約1か月かかります。

入替対象業種抹消前	A・B・C・D・E		この事務処理に約1か月かかります。
入替対象業種登録後	A・B・C・D・F		

！！注意！！

事務処理期間中の約1か月間、業種Eと業種Fを入札参加要件とする入札に参加できません。